

保育所・学童保育所保育料口座振替依頼書

(兼) 自動払込利用申込書 (収)・(加)

剣淵町長 へ
取扱金融機関 御中

平成 年 月 日

納入義務者 (保護者)	住所	(〒 -)	電話番号	
	フリガナ		印	保育所名
	氏名			
入所児童	氏名		生年月日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※入所児童は、入所する児童全員について記入してください。

私は、剣淵町に納めるべき保育所保育料（保育料・一時保育料・学童登録料・学童利用料）を下記の内容で預（貯）金口座から振り替えることについて、裏面の約定を確認のうえ依頼します。

1 依頼区分（該当番号を○で囲んでください。）

1 新規に口座振替を開始	2 口座・金融機関を変更	3 口座振替を停止
--------------	--------------	-----------

2 指定預（貯）金口座

信金 農協	本店 支店 支所	預金種目	口座番号（右詰めて記入）			
		1 普通 2 当座 組勤				
フリガナ					通帳印	
口座名義人						

取扱店日附印

3 対象科目

科目	納付方法	振替の開始・変更・停止月
保育所保育料	月別納付	平成 年 月分 から

4 振替日・・・各月分の25日

金融機関コード	支店コード	不備理由	1. 印鑑相違	5. 番号相違	返送先 〒098-0392 剣淵町仲町 37 番 1 号 剣淵町役場 住民課環境民生 G 電話 0165-34-2121
			2. 名義人相違	6. 訂正印なし	
		3. 該当口座なし	7. その他		
		4. 印鑑不鮮明	()		

依頼者→保育所→役場→金融機関

約 定

1. 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を預（貯）金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合預（貯）金規程、又は当座勘定規程にかかわらず、預（貯）金通帳、払戻請求書の提出、又は小切手の振出しはしません。
2. 上記により振替納入済のときは、特に通知は求めません。振替済通知書は、半期分振替後に半期分取りまとめて町から送付してください。
3. 振替日において請求書記載金額が預（貯）金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
4. この契約を解除するときは、私から各金融機関に書面により届出ます。尚、この届出が無いまま長期間にわたり請求が無い等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約を終了したものとして取り扱って差し支えありません。
5. この預（貯）金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店に迷惑をかけません。